

政府首相

No.24/2014/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2014年3月24日

決定

ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関して

2001年12月25日付政府組織に関する法律に基づき；
2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；
2005年11月29日付投資法に基づき；
2003年11月26日付建設法に基づき；
商工大臣の提案を踏まえ；
政府首相は、ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する決定を公布する。

第1章 一般規定

第1条. 調整範囲及び適用対象

1. 本決定は、ベトナムにおけるバイオマスエネルギーを利用する発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関して規定する。
2. 本決定の適用対象は、ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクトの開発に関連する電気事業に参加する組織又は個人を含む。

第2条. 用語解説

本決定において、以下の各用語は次のように解釈される；

1. 「電力購入者」とは、ベトナム電力公社（EVN）又は（グリッドに接続されたプロジェクトに対して）権限を委任されたメンバー企業のことをいう。

2. 「売電者」とは、バイオマスエネルギーを利用する発電所からの発電領域における電気事業許可証を有する組織又は個人のことをいう。

3. 「電力を生産するために利用するバイオマスエネルギー」は以下を含む：農業生産における副産物及び廃棄物，農林産物の加工品，並びに電力生産のための燃料として利用可能な他の作物。

4. 「バイオマス発電プロジェクト」とは、電力生産のためにバイオマスエネルギーを主に利用する発電プロジェクトのことをいう。

5. 「グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクト」とは、生産された電力の一部又は全てを国家グリッドに供給するために、国家グリッドに接続し、建設されたバイオマス発電プロジェクトのことをいう。

6. 「接続ポイント」とは、売電者の送電線が電力購入者の電力システムに接続している場所のことをいう。

7. 「メーターの設置所」とは、売電者からの売電生産量を確定するために電力売買契約において合意された計量設備を設置した場所のことをいう。

8. 「グリッドに接続されていないバイオマス発電プロジェクト」とは、国家グリッドに接続されていない領域における利用世帯のために全ての電力を供給するために建設したバイオマス発電プロジェクトのことをいう。

9. 「グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約」とは、売電者と電力購入者との間でグリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトから生産される電力の売買取引に適用するための根拠となる、商工省により公布された電力売電契約のことをいう。

10. 「国家電力システムのために免除された費用」とは、国家電力システムにおいて輸入炭を利用した火力発電グループの1kW当たりの生産費用のことであり、この費用は、仮に購入者が代わりにバイオマスエネルギーを利用した一つの発電所から1kWhを購入した場合、免除することができる。

11. 「バイオマス発電プロジェクトに適用される免除される費用の価格表」とは、国家電力システムに送られるバイオマスエネルギーを利用した発電所からの電力が1kWhある時に、国家電力システムのために免除された費用に従って計算された価格表のことをいう。

12. 「バイオマス火力発電プロジェクトの主な項目」には、ボイラー、タービン、発電機及び変電所を含む。

13. 「コージェネレーションプロジェクト」とは、熱源と電力をともに同時に生産かつ供給するバイオマス発電プロジェクトのことをいう

第2章 バイオマス発電の開発及びマスタープラン

第3条. バイオマス発電開発マスタープラン

1. バイオマス発電開発マスタープランは、バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの各内容の一つである。バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランは、国家バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープラン、及び（地方政府の）省レベルのバイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランを含む。バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランは、バイオマスエネルギー源の開発及び利用における投資活動のための根拠となり、それぞれの時代におけるバイオマスエネルギーの潜在能力の研究及び評価と合致するよう調整される。

2. 国家バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープラン、並びに（地方政府の）省レベルのバイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランは、2030年までを見据えて、2020年までの段階のために一度立案され、必要な時に調整及び補充される。次のマスタープランの段階から、バイオマス発電開発マスタープランは、（地方政府の）省レベルの電力開発マスタープラン及び国家電力開発マスタープランに統合される。

第4条. バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの立案、審査決定、承認及び公布

1. 商工省は、国家バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランを立案し、政府首相が承認するよう、（政府首相に）提出する；承認されたバイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの実施に関する公布、ガイダンス、監査及び検査を行う。

2. （地方政府の）省及び中央直轄市の人民委員会（以下、「（地方政府の）省レベルの人民委員会」という。）は、（地方政府の）省レベルのバイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランを立案し、商工大臣が承認するよう、（商工大臣に）提出する。

3. マスタープランの公布及び調整は、現行規定に従って実施される。

第5条. バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの立案、審査決定、承認及び公布に係る業務のための経費

1. 国家予算が、バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの立案、審査決定、公布及び調整に係る任務を実施するための経費を支給する。

2. バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの立案業務のために、別の経費の源を動員すること（当館注：国家予算以外による予算手当を行うこと）を推奨する。

第6条. グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトの投資及び建設

1. バイオマス発電プロジェクトの投資及び建設は、承認権限を有する機関によって公布されたバイオマスエネルギー開発及び利用マスタープラン並びに電力開発マスタープランに合致しなければならない。

2. 承認された国家バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープラン並びに国家電力開発マスタープランのリストに掲載されていないバイオマス発電マスタープランに対しては、投資家は、マスタープランの追加を提案する書類一式を作成する責務を負い、商工省に送付して審査決定し、首相が検討して承認する。

3. バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランが承認されていない段階において、バイオマス発電プロジェクトへの投資は、首相の同意を必要とする。

4. バイオマス発電プロジェクトの投資及び建設は、建設、防火及び環境保護に関する法令の規定並びに関連する他の各規定により実施される。

第7条. バイオマス発電プロジェクトの電力システムへの接続、バイオマス発電所の運転調整

1. バイオマス発電プロジェクトの国家グリッドへの接続は、承認された電力開発計画に合致していなければならない。接続ポイントは、売電者が（地方政府の）省の電力開発マスタープランに従って、接続ポイントから既存の最も近い国家グリッドまでの送電線の投資を行う責務を有するという原則に基づいて、売電者と電力購入者が合意するものとする。国家グリッドへの接続ポイントが電力開発マスタープランにおいて掲載されていない場合、投資家は、現行規定に従って、（地方政府の）省レベルの電力開発マスタープランの追加の実施の根拠となる配電事業者又は送電事業者と、接続ポイントに合意する必要がある。接続ポイントが合意されない場合、売電者は商工省に検討及び決定を報告する責務を有する。

2. バイオマス発電プロジェクトの投資家は、売電者が所有する発電所から、電力購入者との接続の合意による接続ポイントまでの送電線及びブースター変電所（存在する場合）の投資、運転及びメンテナンスを行う責務を負う。

3. グリッドに接続された電圧のレベルに応じて、配電事業者又は送電事業者は、承認された電力開発マスタープランによる国家グリッドへの接続ポイントまでの送電線に投資をし、バイオマス発電プロジェクトの投資家と接続の合意に関する署名を行う責務を有する。

4. 投資及び検収が完了し、商業運転が始まった後、電力システムの調整及び電力市場の運営事業者は、発電所エリアにおけるバイオマスエネルギー供給量に応じて、（発電）容量全体の利用を優先するという原則に従い、バイオマス発電所を稼働させる責務を負う。

第 8 条. バイオマス発電施設の建設起工条件

投資家は、グリッドに接続されたバイオマス発電施設の建設起工のみを許可されており、建設法第 72 条に規定されている条件及びその他の関連する法的文書に加え、以下を有していなければならない：投資証明書、電力購入者の電力購入合意文書；（グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトに対する）配電事業者又は送電事業者との接続合意；施設の建設投資の管理に関する法令の規定により権限を有する国家機関の設計に関する意見。

第 9 条. プロジェクト実施の打ち切り

投資証明書が発給されてから 12 ヶ月以内に、投資家が施設の主な工程の建設の起工をしない、又は、投資証明書において運転を確約している日から最大 24 ヶ月以内にバイオマス発電プロジェクトの施設が運転開始をしていない（場合）、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、規定に従って投資証明書を回収するための検討を行い、実施のためにプロジェクトを他の投資家に引き渡す権限を有する国家機関に報告する責務を有する。正当な理由がある場合、及びプロジェクト実施スケジュールの一時停止又は延長が認められている場合を除く。

第 10 条. プロジェクト実施報告制度

1. 投資証明書が発給されてから 5 営業日以内に、投資家は、認定された投資証明書の写しを、監視及び管理のために商工省に送付する責務を有する。
2. バイオマス発電プロジェクトの建設期間において、四半期の最初の月の 15 日の前に、投資家は、前の四半期のプロジェクト実施の展開の状況及び続く四半期の実施計画に関して報告しなければならない。毎年 1 月 15 日の前に、投資家は、前の年のプロジェクトの実施の展開状況及び続く年の展開計画に関して、管理及び実施の監視のまとめのために（地方政府の）省レベルの人民委員会及び商工省に、実施を共働するために電力購入者に報告しなければならない。

第 3 章

バイオマス発電プロジェクトの開発支援メカニズム

第 11 条. グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトからの電力購入責務

1. 電力購入者は、その管理下にあるグリッドに接続されたバイオマス発電所から生産される全ての電力を購入する責務を有する。

2. 電力売買は、商工省が公布したグリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約に基づいて作成された売電契約により実施される。

3. バイオマス発電プロジェクトの投資家が売電の提案書面を（電力購入者に）提出してから6ヶ月以内を期限として、電力購入者は規定に従って売電者との電力売買契約の締結を実施しなければならない。

4. バイオマス発電プロジェクトの電力売買契約の期限は、商業運転日から20年間である。20年後、両者（売電者及び電力購入者）は、現行法令の規定に従って、契約の延長又は新たな契約の署名をすることができる。

第12条. 投資資金及び税に関する優遇

1. 投資資金の投入：

a) 投資家は、現行法令の規定に従って、バイオマス発電プロジェクトの実施の投資のために、国内外の組織又は個人からの資金を投入することができる。

b) バイオマス発電プロジェクトは、国家の投資信用及び輸出信用に関する現行法令の規定による投資信用に関する優遇を享受することができる。

2. 輸入税：バイオマス発電プロジェクトは、プロジェクトのための固定資産を創出するための輸入品に対する輸入税を免税することができる；輸入品とは、輸出税及び輸入税に関する現行法令の規定に従って、プロジェクトの生産サービスのために輸入される、国内でまだ生産されていない原料、資材及び半製品のことである。

3. 法人税（企業所得税）：バイオマス発電プロジェクトに対する法人税の減税又は免税は、税に関する現行法令の規定に従って、投資優遇領域に属するプロジェクトに対してと同様に実施される。

第13条. 土地に関する優遇

1. 国家グリッドに接続されるためのバイオマス発電プロジェクト、送電施設及び変電所は、投資優遇領域に属するプロジェクトに対して適用される現行法令の規定に従って、土地利用料及び土地借料の減免を受けることができる。

2. 承認権限を有する（当局によって）公布されたマスタープランに基づき、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、バイオマス発電プロジェクトを実施する投資家のために、土地に関する基金を十分に手配する責務を有する。土地収用の補償及び支援は、土地に関する現行法令の規定に従って実施される。

第 14 条. グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトの売電価格

1. コージェネレーションプロジェクトについて：電力購入者は、バイオマスエネルギーを利用するコージェネレーションプロジェクトから生産された全ての電力を購入する責務を有しており、メーターの設置場所における電力価格は 1,220 ドン/kWh（付加価値税（VAT）は含まず、5.8 US¢/kWh 相当）である。売電価格は、ドン/USD のレート変動によって調整される。

2. 他のバイオマス発電プロジェクトについて：

a) コージェネレーションプロジェクトではない、発電のためにバイオマスエネルギーを利用する電源のプロジェクト：売電価格は、バイオマス発電プロジェクトに適用される回避可能費用の価格表に従って適用される。

b) 毎年、商工省は、バイオマス発電プロジェクトに適用される回避可能費用の価格表を制定し、公表する。

3. 本条第 1 項及び第 2 項の規定による売電価格が適用されるバイオマス発電プロジェクトは、他の現行の規定に基づくプロジェクトの電力生産量のための価格支援メカニズムを適用しない。

4. バイオマス発電プロジェクトからの電力購入費用は、権限を有する当局によって承認されたベトナム電力公社（EVN）の年間売電価格計画の入力パラメーターに計算され、十分に含まれる。

5. 商工省は、本条第 1 項に規定する売電価格水準を監査、提案及び調整し、政府首相が検討及び決定をするために報告する。

第 15 条. グリッドに接続されていないバイオマス発電プロジェクトに対する優遇及び支援

1. グリッドに接続されていないバイオマス発電プロジェクトは、本決定第 12 条及び第 13 条に規定する優遇及び支援の享受を受ける。

2. 投資家は、電力価格の提案を作成し、国家予算からの支援に関する総水準総を確定し、商工省が審査決定し、政府首相が承認するために報告するよう、（商工省に）提出する。国家予算からの支援総目録は、ベトナム環境保護基金から差し引かれる。

第4章 実施体制

第16条. バイオマス発電プロジェクトに対する（中央政府の）省及び地方の責務

1. 商工省は責務を有する。
 - a) バイオマスエネルギー開発及び利用マスタープランの内容，手順，立案手続き，審査決定，承認，調整及び公布を行う。
 - b) 本決定の実施の検査及び監査を，（地方政府の）省レベルの人民委員会とともに実施し，ガイダンスし，共働する責務を有する。
 - c) グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約を公布する。
 - d) バイオマス発電に関する国家技術基準を策定し，公布する。
 - d) 毎年，バイオマス発電プロジェクトのための回避可能費用の価格表を公布する。
2. 財政省：監督し，商工省，天然資源・環境省と共働し，現行規定に適合するベトナム環境保護基金からグリッドに接続されていないバイオマス発電プロジェクトの開発支援財政メカニズムを規定する。
3. （地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会：
 - a) その地域におけるバイオマス発電プロジェクトの投資，実現及び開発のために，補償，土地収用，インフラ及び人的リソースに関して共働し，投資家を支援する。
 - b) 権限に従った地域におけるバイオマス発電プロジェクトの実施及び開発について，監視，監査及び検査を行う。
 - c) 現行法令の規定に従って，地域におけるバイオマス発電の関連活動に関する国家管理の任務を実施する。
 - d) グリッドに接続されていないバイオマス発電プロジェクト（について），（地方政府の）省レベルの人民委員会は，本規定の第12条及び第13条に従った優遇メカニズムを適用し，地域におけるバイオマスエネルギー源の投資効果について，管理，監査及び確保に関する責務を負う。

第17条. 施行効力

1. 本決定は，2014年5月10日から施行の効力を有する。

2. 大臣, (中央政府の) 省レベルの機関の長, 政府直轄機関の長, 及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会委員長; ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクトの開発活動に関与する機関, ユニット及び関連組織の長が, 本決定を実施する責務を有する。

宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相, 各政府副首相;
- (中央政府の) 省庁, 省レベルの機関, 政府直轄機関;
- (地方政府の) 省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会;
- 党中央事務局及び各委員会;
- 書記長事務局;
- 国家主席府;
- 民族委員会及び国会の各委員会;
- 国会事務局;
- 最高人民裁判所;
- 最高人民検察院;
- 国家会計検査院;
- 国家財政監査委員会;
- 社会政策銀行;
- ベトナム開発銀行;
- ベトナム祖国戦線中央委員会;
- 各団体の中央組織;
- 首相府: 官房長官, 官房副長官, 政府首相補佐官, 情報通信部長, 各庁・局, 直轄ユニット, 官報;
- 保管: VT, KTN (3b) . KN240

首相

(署名)

グエン・タン・ズン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり, 仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について, 一切の責任を負いかねますので, 法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。